## 議案第29号

損害賠償の額の決定及び和解について

次のとおり損害賠償の額の決定及び和解することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

## 1 本件の概要

市は、住民基本台帳事務における支援措置申出者である相手方の氏名と住所が記載されている納税通知書を、その配偶者が事業主である事業所に送付したことにより、相手方の住所が配偶者に知られ、相手方に転居せざるを得ない損害を与えた。

2 和解の相手方

住民基本台帳事務における支援措置申出者

- 3 和解の内容
  - (1) 市は、相手方に対し、損害賠償金557,700円を支払う。
  - (2) 市と相手方は、本件に関し、前号に定めるほか、一切の債権債務のないこと、及び今後本件に関し、異議の申立て、損害賠償の請求等を一切しないことを確認する。

令和3年2月8日提出

久喜市長 梅 田 修 一

## 提案理由

住民基本台帳事務における支援措置申出者の住所が記載された納税通知書を送付したことについて、損害賠償の額を決定し和解するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、この案を提出するものであります。